

も消毒効果は劣るが、蠶兒に對する藥害が少いから、稚蠶期の消毒や、壯蠶期でも頻繁にこれを行ふ場合に適してゐる。

(四) クロル石灰と高度晒粉類の撒布消毒法　クロル石灰は一〇〇—二〇〇倍稀釋液を用ひ、高度晒粉類例へばクライト・ハイクロール・クラチン等はその二〇〇—五〇〇倍稀釋液を用ひる。これらの藥劑は使用の際これに塩酸または醋酸を〇・五%の割合に加へ、暫く靜置してその上澄液を使用するのが効果的である。撒布方法はホルマリンの場合と同じである。

(五) 浸漬消毒法　蠶體を各種の藥液中に浸漬して消毒する方法で、熟蠶體の消毒にしばく、應用してゐる。消毒法は蠶兒を網または籠に入れ、てこれをそのまま、消毒液中に浸漬し、約三〇秒間位浸漬した後引上げて蠶座上に移し、十分乾燥させて、飼育中の蠶兒なれば切藁・粗糠を撒布し、給桑し、熟蠶なればたゞちに上簇する。

(六) 消毒上の注意　以上述べた各種の消毒法を行ふ場合に次の如き注意が必要である。

(ア) 硬化病の發生が甚だしい場合には、發生當時二—三日間は毎日一—二回づつ蠶體消毒を行ふこと

(イ) 少數發生した場合、または本病發生のおそれがある場合は、各齡一—二回づつ消毒を施すこと

(ウ) 消毒の際消毒劑が桑葉に附着しないやう、また消毒劑の附着した桑葉を蠶兒が食下しないやう操作すること

二、壁蝨病の場合の蠶體消毒法

壁蝨病の發生した場合もその蠶體及び蠶座に適當な消毒劑を撒布すれば、壁蝨雌虫は殺滅驅除されて、その被害を軽減することができ、この場合の消毒劑としては、三%のホルマリン・氷醋酸一〇倍液、四%アンモニア水等が用ひられる。

消毒法は硬化病の場合と同じく、給桑前蠶座に糲糠を撒布し、蠶兒が糠上に匍上つた頃、所定の消毒劑を蠶體・蠶座が十分潤ふ程度に撒布し、約三〇分間放置した後、再び糲糠を振り、更に蠶網を掛けて給桑し除沙する。かくすれば蠶座上に存在する壁蝨は、大抵殺滅されるから、發病しないやうになる。しかし壁蝨は第四章に述べた如く、一定の繁殖源地から蠶室・蠶具等を傳つて蠶座に襲來するから、右の蠶體消毒はその後二―三日間繼續して行ひ、一方その發生までに使用した蠶室・蠶具を嚴重に消毒し、更に壁蝨の來源である繁殖源地を探求して、これを徹底的に消毒することが肝要である。

第六節 病斃蠶・蠶沙その他の廢棄物の消毒法

一、病斃蠶の消毒 病蠶の體內には通常無數の病原體が包含されてゐるから、病蠶及びその屍體は發見次第集めて嚴重な消毒的處理を施す。病斃蠶の消毒は次の如き方法による。

(一) 藥劑消毒の場合には昇汞水なれば、二〇〇倍液に二日間以上浸漬するか、ホルマリンなれば一〇%液(液温二四度以上)に六〇時間以上、生石灰は一〇%液に一一五時間以上浸漬する。

(二) 熱消毒の場合は熱湯中に一時間以上浸漬するか、或は一〇分間以上煮沸する。また多數の病斃蠶を一時に消毒する場合には、これを塵埃とともに焼却するがよい。

なほ以上の如くにして消毒した病斃蠶は、なるべく桑園蠶室に遠ざかつた場所に穴を掘つて埋没するのが安全である。

二、蠶沙・廢簇等の消毒法 蠶沙・廢簇その他の廢棄物中にもしばしば多數の病原體を含有することがあるから、これらをそのまま桑園その他の田畑に運搬する時は、そこに恐るべき傳染源地を構成するものである。故に蠶沙・廢簇その他蠶室から出た塵埃等は、すべてこれを堆肥に製造し、十分醱酵腐熟させて病原體を殺滅してから、肥料に用ひるやうにする。

蠶の病原體中最も抵抗の強い微粒子原虫の孢子でも、高い酸酵熱中では一週間位で死滅する。

また傳染性蠶病の多發した場合の蠶沙・廢蔴・塵埃等は焼却するのが安全である。

結 言

吾等は蠶の寄生虫病・傳染病・中毒症等についてその病原體の性質・傳播蔓延の狀況・症候及び病變等に關する事項を攻究し、更にこれ等の診斷法・善後處理及び防除法等に關する知識を習得した。今實際養蠶を爲すに當つて必要な蠶病の豫防要項を擧げると次の通りである。

一、强健な蠶種の選擇 素質の强健な蠶種を得ることは、蠶病豫防上最も緊要であるので、蠶種は原蠶の發育が佳良で微粒子病毒が皆無であり且製種方法・人工孵化法・貯藏保護法及び運搬法等が合理的に行はれたもの

のを採擇しなければならぬ。

二、蠶兒の健康保持並に衛生的管理 蠶兒の飼育中は常に桑葉・溫濕度等種々の生活要素に過不足なきやう注意して、蠶兒の健康保持増進に努め、また蠶室・蠶具の清潔をはかつて病原體の侵入傳染を防止することが肝要である。

三、病原體の驅除撲滅 寄生虫病の病原體並に各種傳染病の傳染源地となる昆虫等の驅除を勵行して、これが絶滅をはかることを要する。

四、蠶室・蠶具及び蠶種の洗滌消毒 蠶室・蠶具及び蠶種の消毒を勵行して各種病原體を完全に除去殺滅することが大切である。

五、病斃蠶その他の廢棄物の除去消毒 飼育中發生した病斃蠶及びその屍體はその種類の如何を問はず、遺漏なく拾ひ集めてこれを嚴重に消毒し、また蠶沙・廢蔴等に病原體が混在する虞あるものは、速かに除去して適當な消毒的處理をなすを要する。

我等はこれ等の蠶病防止の重要な事項に基づいて、これが知識を蠶兒の飼育及び蠶種の製造の上に有効適切に活用し、以て優良繭の多收穫と強健な蠶種の製造とに努め、我が國蠶糸業の發達に寄與しなければならぬ。

附録第一

蠶絲業法(蠶病關係ノ條項)(昭和六年三月法律第二十五號ノ改正)

第三條 本法ニ於テ蠶病ト稱スルハ微粒子病、軟化病、硬化病、膿病及蠶蛆病ヲ謂フ

第四條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶及斃

蠶ノ病原微生物並蠶蛆及其ノ蛹蠅ヲ滅殺シ其ノ他蠶病豫防ノ爲必要ナル施設

ヲ爲スベシ

主務大臣ハ學術研究ノ爲蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第六條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室蠶具ノ消毒ヲ行フベシ

第十一條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種ノ製造ニ用フル繭ノ検査ヲ受クベシ

蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ母蛾ニ付蠶種ノ検査ヲ受クベシ

前項ノ検査ハ普通蠶種ニ在リテハ掃立口毎ノ歩合検査トス

蠶種製造者ハ歩合検査ニ合格セザル普通蠶種ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ再

検査ヲ受クルコトヲ得(昭和四年本條改正)

第十一條ノ二 蠶種業組合、同業組合、同業組合聯合會又ハ蠶種製造者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前條ノ検査ニ代ヘ組合員、所屬組合ノ組合員又ハ自己ノ製造スル蠶種ニ關シ検査ヲ行フコトヲ得(昭和六年本項改正)

前項ノ検査ニ關スル方法ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ(昭和四年本條追加)

第十二條 主務大臣ハ第十一條ノ規定ニ拘ラス學校、講習所、試驗場等ニ於テ製造シタル蠶種及第十七條ノ検査ニ合格シタル蠶種ヲ原蠶種又ハ普通蠶種ト指定スルコトヲ得(大正六年及昭和四年本條改正)

第十三條 地方長官ハ第十一條及第十七條ノ検査ニ合格シタル蠶種ニハ證印ヲ押捺シ其ノ検査ニ合格セサル蠶種ニ付テハ地方長官ノ定ムル期間内ニ同條第四項ノ規定ニ依ル検査ノ請求ナキトキハ其ノ期間ヲ經過シタル後之ヲ燒棄スベシ(大正六年及昭和四年本項改正)

第十一條ノ二ノ規定ニ依リ蠶種ニ關スル検査ヲ行フ者ハ其ノ検査ニ合格シタル蠶種ニハ證印ヲ押捺シ其ノ検査ニ合格セザル蠶種ハ之ヲ燒棄スベシ(昭和四年本項追加)

第十七條 本法ヲ施行セザル地方又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ヲ移入又ハ輸入シタル者ハ其ノ蠶種ニ對シ母蛾又ハ卵ニ付検査ヲ受クベシ但シ前條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
移入又ハ輸入前官署公署ノ證明ヲ得タル蠶種ニ對シテハ前項ノ検査ニ代ヘ其ノ證明ニ付検査ヲ爲スコトヲ得(大正六年本條改正)

附錄第二

蠶絲業法施行規則(蠶病關係條項)昭和八年五月農林省令第七號改正)

第九條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者蠶蛆又ハ其ノ蛹若ハ蠅ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ壓殺シ熱殺シ又ハ水殺スベシ

第十條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者疾患アリト認ムル蠶兒、蠶蛹、蠶蛾又ハ其ノ屍體ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ燒棄シ又ハ熱湯、フオルマリン、若ハ石灰水中ニ投入シ死籠繭又ハ薄皮繭ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ乾燥シ又ハ熱湯中ニ投入シテ其ノ病原體ヲ滅殺スベシ

第十一條 蠶兒ノ飼育ヲ爲ス者ハ多數ノ病蠶ヲ生ジ蠶病蔓延ノ虞アル場合ニ於

テハ健蠶ヲ他ニ移シ病蠶及斃蠶ハ前條ニ規定スル方法ニ依リ之ヲ處理シ其ノ蠶室及蠶具ハ第十五條ニ規定スル方法ニ依リ之ヲ消毒スベシ

第十二條 生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル場所ノ床又ハ其ノ場所ノ底部ニ蠶蛆及其ノ蛹又ハ蠅ノ散逸ヲ防グニ足ル設備ヲ爲シ且其ノ場所ノ周圍ニ高サ六センチメートル以上ノ障板ヲ設クベシ但シ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル構造ノ場所ニ於テ生繭ヲ集散シ若ハ保存シ又ハ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル構造ノ容器ニ生繭ヲ保存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ障板ト生繭トガ接觸スル場合ニ於テハ障板ノ高サハ接觸部ノ上端ヨリ測リテ六センチメートル以上アルコトヲ要ス

地方長官必要ト認ムルトキハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル室ノ床下ニ蠶蛆及其ノ蠅ノ散逸ヲ防グニ足ル設備ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭ヲ集散シ又ハ保存スル室ノ床下ニ蠶蛆蛹ノ潜伏ノ虞アル場合ニ於テハ床下掃除ヲ行ヒ之ガ驅除ヲ爲スベシ但シ床下ニ蠶蛆蠅ノ飛散ヲ防グニ足ル設備アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ生繭ヲ運搬シ又ハ之ヲ運搬セシムルトキハ蠶

蛆又ハ其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル容器ニ之ヲ納ムベシ

第十四條 地方長官ハ蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ノ虞ナキ季節又ハ土地ニ付テハ第六條第十二條又ハ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第十五條 蠶種製造者ハ第一號第四號又ハ第五號ノ方法ニ依リ蠶室ヲ第一號乃至第四號ノ一ノ方法ニ依リ蠶具ヲ消毒スベシ但シ新築ノ蠶室又ハ新調ノ蠶具ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、フオルマリン〔撒布消毒〕

二、蒸氣消毒

三、蟻酸アルデヒードガス消毒

四、昇汞水消毒

五、クロール石灰水消毒

附錄第三

蠶絲業法施行心得(昭和五年二月農林省告示第六十七號)

第一條 蠶絲業法施行規則第九條ノ規定ニ依リ蠶蛆又ハ其ノ蛹若ハ蠅ヲ熱殺シ又ハ水殺スル方法左ノ如シ

一、熱殺ハ熱湯中ニ浸漬シ、攝氏百度以上ノ蒸氣ニ接觸セシメ、攝氏七十二度以上ノ乾熱ニ十分間以上接觸セシメ又ハ燒棄スルコト

二、水殺ハ水中ニ蠶蛆ハ七十時間以上、其ノ蛹ハ二十時間以上浸漬スルコト

第二條 蠶絲業法施行規則第十條ノ規定ニ依リ蠶兒蠶蛹蠶蛾其ノ屍體、死籠又ハ薄皮繭ヲ處理スル方法左ノ如シ

一、熱湯ヲ用フル場合ニ於テハ其ノ中ニ一時間以上浸漬シ又ハ五分間以上煮沸スルコト

二、フオルマリンヲ用フル場合ニ於テハ百分中一分以上ノ蟻酸アルデヒードヲ含有スル攝氏二十四度以上ノ液ニ投入シ六十時間以上之ヲ放置スルコト

三、石灰水ヲ用フル場合ニ於テハ百分中十分ノ生石灰ヲ含有スル液ニ投入シ百十五時間以上之ヲ放置スルコト

四、乾燥ヲ行フ場合ニ於テハ攝氏七十度以上ノ火熱又ハ蒸氣熱ヲ用ヒ生繭重

量百ニ對シ四十以内ニ至ラシムルコト

第三條 蠶絲業法施行規則第十二條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス蠶蛆及其ノ蛹ノ散逸ヲ防グニ足ル設備トシテハ少クトモ目張ヲ爲シ又ハ澁紙其ノ他緻密ナル目ノ敷物ヲ敷クベシ

第四條 蠶絲業法施行規則第十五條ノ規定ニ依ル蠶室及蠶具ノ消毒法左ノ如シ
一、フオルマリン撒布消毒

蠶室ニ在リテハ其ノ周圍ヲ密閉シ室内ノ溫度ヲ攝氏二十四度以上ニ保タシメ室ノ内面十平方メートルニ對シ百分中一分以上ノ蟻酸アルデヒードヲ含有スル液四百六十立方センチメートルノ量ヲ用ヒ噴霧器ニテ天井、四圍及床板ニ撒布シ撒布後十五時間以上室ヲ密閉シ置クベシ但シ充分ニ密閉シ難キ室、撒布面ノ粗雜ナル室又ハ室内ノ溫度ヲ攝氏二十四度以上ニ保

タシメ難キ室ニ在リテハ其ノ液ノ量ヲ適宜増加スベシ
蠶具ニ在リテハ攝氏二十四度以上ノ室内ニ於テ百分中一分以上ノ蟻酸アルデヒードヲ含有スル液ヲ蠶網蠶筵及蠶箔ノ類ハ一枚毎ニ、蠶架ノ類ハ一箇毎、表裏全面ノ潤フ迄順次堆積シ菰又ハ筵等ヲ以テ之ヲ覆ヒ十五時間以

上放置スベシ

二、蒸氣消毒

桶又ハ箱等ニ蠶具ヲ容レ之ニ蒸氣ヲ通シ三十分間以上攝氏百度以上ノ溫度ヲ保タシムベシ但シ蠶具ニ百分中一分ノ蟻酸アルデヒードヲ含有スル液ヲ撒布シタルトキハ二十分間以上、千分中五分ノ蟻酸アルデヒードヲ含有スル液ヲ撒布シタルトキハ三十分間以上攝氏六十度以上ノ溫度ヲ保タシムルヲ以テ足ル

三、蟻酸アルデヒードガス消毒

室内ノ溫度ヲ攝氏二十四度以上、濕度ヲ七十五パーセント以上ト爲シ室ノ立方積二十七立方メートルニ付蠶箔二百枚以下及厚蕊四百枚皆川蕊ハ二枚蠶網ハ五枚ヲ以テ厚蕊一枚ト看做ス以下ヲ納メ二百六十七グラム以上ノガスヲ發散セシメ六時間以上室ヲ密閉シ置クベシ

前項ノ場合ニ於テ蠶具ヲ重積スルトキハ厚蕊ハ二枚皆川蕊ハ四枚蠶網ハ十枚ヲ以テ限度トスベシ

四、昇汞消毒

蠶室ニ在リテハ千分中五分ノ昇汞及十分ノ鹽酸又ハ五分ノ食鹽ヲ含有スル液ヲ雜布ノ類ニ含マシメテ天井四圍及床板ヲ擦拭シ又ハ噴霧器若ハ如露等ヲ以テ撒布シ全面ヲ充分潤ハシメ三十分以上之ヲ放置スベシ

蠶網蠶蕊及蠶箔ノ類ニ在リテハ千分中二分ノ昇汞及十分ノ鹽酸又ハ二分ノ食鹽ヲ含有スル液ニ之ヲ浸漬シ三十分間以上濕潤ノ状態ニ置クベシ

蠶架其ノ他浸漬シ難キ蠶具ニ在リテハ蠶室消毒ノ方法ニ準ズベシ

五、クロール石灰水消毒

百分中五分ノクロール石灰ヲ加ヘタル水ヲ數時間放置シタル後其ノ上澄液ヲ用ヒ蠶室ノ昇汞水消毒ノ方法ニ準ジ消毒ヲ行フベシ但シクロール石灰ハ百分中二十五分以上ノ有效鹽素ヲ含有スルモノタルコトヲ要ス

昭和十七年十二月十五日印刷
昭和十七年十二月廿五日發行
出文協承認⑦六六一號
(五、五〇〇部)

蠶病
〔定價金九拾七錢〕

著作權者 財團法人 實業教育振興中央會

發行者 東京市麴町區五番町五番地 實業教科書株式會社

代表者 取締役社長 倉橋藤治郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者 (東京一) 大日本印刷株式會社
代表者 青木弘



不許複製

發行所 實業教科書株式會社

(出文協會員番號一一二五七二)
東京市麴町區五番町五番地
電話九段(33)〇三三七四番

配給元 東京市神田區 淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

431
194

終

